

海外挙式利用規約

この利用規約は、株式会社メイション（以下、「乙」）が提供する「スマ婚」提供サービスの利用に関して遵守すべき事項を定めたものであり、サービスの利用者（以下、「甲」）と乙との間で別途締結されたスマ婚（以下、「本件契約」）の内容を補完するものです。

第1条【契約の成立】

本件契約書に署名を頂くことにより、本件契約が成立します。本件契約が成立した日を契約締結日とします。

第2条【提供サービス】

1. 乙が甲に対して提供するサービス内容は甲が契約した対象プランにて決定いたします。なお、サービス内容によっては別途料金がかかるものもございます。
2. 乙は、甲に事前に所在・名称等を明らかにして、上記提供サービスの一部を挙式会場、撮影、その他のサービスを提供する事業者（これらを併せて以下、「サービス事業者」）に委託することができます。

第3条【お申込み時の注意】

1. お申込みより1年以上経ってもご出発日が決まらない場合、甲の希望により乙の提供サービスを解約するものとみなします。
2. 甲もしくはご参加のゲストの方で、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方等で、特別の配慮を必要とされる方は、その旨を本件契約のお申込み時もしくは判明した時点でお申出願います。乙は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書を提示していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況等により、ご参加をお断り頂く場合がございます。また、甲の安全かつ円滑な挙式の実施のために、甲が手配いたします介助者/挙式コーディネーターの同行を条件とさせていただくことがあり、この場合の費用は甲負担となります。
3. 甲もしくはご参加のゲストの方が挙式の最中に疾患、障害その他の理由により挙式進行が不可能となった場合、当社の判断により、必要な処置をとらせていただきます。この場合、挙式の再実施はできません。
4. 甲もしくはご参列者が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明した場合は、ご参列をお断りする場合があります。
5. 甲が当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるときは、お申込みをお断りさせていただきます。
6. 本契約のお申込みは、本名でのお申込みのみとさせていただきます。本名以外でのお申込みは一切引き受けません。仮称等でお申込みが完了した場合、お客様にはその名称で挙式を挙げていただくこととなりますので、予めご了承願います。
7. 前各号の他に、当社が挙式を催行するにあたって支障があると判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

第4条【料金】

1. 甲は乙に対し、本件契約書で定めたとおり料金を支払い頂きます。
2. 料金は原則として次に記載する料金の合計額となります。
 - ① プランごとに設定された料金
 - ② 甲が希望したオプションサービスの料金
 - ③ 挙式会場料金
 - ④ 上記以外のサービス料

第5条【予約人数の確定】

1. 甲は最終の打合せにて、確定した予約人数を乙に通知します。なお、最終の打合せは挙式披露宴開催日の30日前までに行います。乙は通知を受けた後、サービス事業者に対して最終の開催確定通知（以下、「確定通知」という）を行います。
2. 甲より前項の通知がない場合は、スマ婚お客様情報（以下、「お客様情報」という）に記載された出席者数を予約人数とみなします。
3. 確定後の予約人数の変更はできません。また、欠席者が出た場合でも、確定した人数分の費用を甲に支払い頂きます。
4. 出席者が確定した人数より増えた場合は、増えた人数分の費用を甲に別途支払いいただきます。

第6条【契約金の延着及び不足】

1. 既に甲が契約金の支払期日を徒過している場合において、乙からの催促にも関わらず、なお、甲から支払がない場合は、乙の催促から1週間が経過した日に、甲から解約の申し入れがあったものとみなします。なお、これに伴う甲及びサービス事業者が生じた損害については甲の負担とします。
2. 前項の場合、規定のキャンセル料が発生した場合には、甲はキャンセル料の支払義務を負います。

第7条【乙の責任】

1. スマ婚の実施に関し、乙または乙が手配を代行させた者(以下、「手配代行者」といいます)の故意または過失により、甲に損額を与えたときは、甲が被られた損額を賠償いたします。ただし、損額発生日の翌日から起算して90日以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
2. 前項により、手荷物について生じた損害につきましては、損害発生の翌日から起算して21日以内に乙に対して申出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は(当社に故意又は重過失がある場合を除き)お1人あたり最高15万円までと致します。

第8条【甲の責任】

1. 甲及び甲の関係者がサービス事業者の施設、什器備品等を紛失・破損・損傷した場合には、乙の指示に従い、甲にその修理もしくは損害の賠償を負担して頂きます。
乙の責に帰すべき事由なく甲の関係者が集合時間に来なかった場合、催行を最優先のため、挙式場所へ移動します。

第9条【提供サービスの中止】

1. 乙は、提供サービス中において不法行為に該当するような加害行為やその他挙式の開催、進行に支障をきたす危険・迷惑行為(以下、加害行為等)が甲及び甲の関係者について認められた場合は、やむを得ずその行為者に対して警告または退去を要請することがあります。さらにその要請にも関わらずその加害行為等が収まらずサービスの進行が困難であると乙が判断したときは、その旨甲に通知して提供サービスの進行を中止することができるものとします。
2. 前項の事態により生じた損害の補償及び賠償については、被害当事者、加害当事者及び甲との間において直接協議して解決するものとし、乙は、被害当事者、加害当事者及び甲に対して一切の責任を負いません。

第10条【完全履行とみなす場合】

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとして取り扱われ、甲はプラン料金及び会費の全額の支払義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

- ①乙の責に帰すべき事由なく挙式の開始時間が遅延し、「行程表」に定められたサービスが変更あるいは省略されたとき
- ②甲の故意または過失、あるいは不法行為等(未成年者による飲酒、騒乱、過度なパフォーマンス、甲が以外の者である場合で甲の過失により乙によるサービスの提供を拒否した場合等が該当しますがこれらに限られません)により、進行及びサービスの提供が不能となったとき

第11条【不可抗力】

1. 甲及び乙は、以下に定める不可抗力その他甲乙の責に帰すべからざる事由により、スマ婚の安全かつ円滑な実施が不能となったときは、その責を負わないものとします。
 - ①自然災害
 - ②伝染病
 - ③戦争及び内乱
 - ④革命及び国家の分裂
 - ⑤暴動
 - ⑥火災及び爆発
 - ⑦洪水
 - ⑧ハリケーン及びハリケーン警報における施設(ビーチ、パーク等)の閉鎖
 - ⑨ストライキ及び労働争議
 - ⑩官公署による命令
 - ⑪サービス事業者の事業縮小・廃止に伴う会場の閉鎖
 - ⑫その他前各号に準ずる非常事態
 - ⑬盗難
 - ⑭運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等、又はこれらによって生じる挙式日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮のため、挙式日程変更もしくは取り消す場合
 - ⑮官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる挙式日程の変更もしくは挙式の中止
 - ⑯その他、当社の関与しえない事由が発生した場合
2. 前項の事態が発生したときは、その被害に遭った当事者は、相手方に直ちにその発生の旨を通知し、甲乙協議の上、スマ婚実施の可否を速やかに決定するものとします。

第12条【中途解約】

1. 甲の解約の意思について乙の確認ができたときに解約が成立します。乙は本件契約書に基づき、解約に要するキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、その通知を受けた日から7日以内に、乙に対し連帯してその通知したキャンセル料を支払うものとします。但し、支払方法は乙が本件契約で指定した口座に振り込む方法により行うものとし、支払に要する手数料は甲の負担とします。
2. 甲がキャンセル料の支払をするまでは、乙の同意があった場合に限り解約の撤回をすることができます。但し、前項の支払期限を経過した場合はこの限りではありません。
3. キャンセル料が前項の支払期日までに支払を頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金(年利14.6%として算出)を加算して請求致します。

第13条【オプションサービスの中途解約】

1. 甲は、利用申込みをしたオプションサービスを甲の都合で解約するときは、あらかじめ説明を受けた各サービス事業者が定めるキャンセル料を支払うものとします。
2. 乙は、その解約に必要なキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、通知を受けた日から7日以内にキャンセル料を本件契約で指定した口座に振り込む方法により支払うものとします。但し支払に要する手数料は甲の負担とします。
3. オプションサービスの解約の撤回はできません。キャンセルされたオプションサービスを再度利用する場合には新たな申込みが必要となります。
4. キャンセル料が第2項の支払期日までに支払を頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算して請求致します。

第14条【契約の解除】

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対して催告することなく本件契約及び乙と契約した、その他スマ婚に関わるすべての契約を解除することができるものとします。
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自らこれらの申し立てをしたとき
 - ② 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ④ 正当な理由なく、乙が契約書、利用規約及び進行表等に定められた債務を履行しないとき
2. 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して催告することなく本契約及びその他スマ婚に関わる契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約書及びお客様情報の記載事項につき虚偽の記載等が認められる場合
 - ② 事業者等による、乙の業務を調査することを目的とした契約であると認められる場合
 - ③ 不法及び危険であると一般に認識されている団体が主催あるいは関与することが明らかとなり、乙のスタッフ及び関係事業者の安全が保証できないと乙が判断した場合
 - ④ スマ婚において違法行為や危険行為（未成年者による飲酒、騒乱、過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなった場合
 - ⑤ 正当な理由なく、甲が契約書及び利用規約に違反した場合
 - ⑥ 乙と契約を締結する以前に、甲が乙以外の事業者とスマ婚に関する契約を締結（予約を含む）していたことがあるにも関わらず、甲がその申告をせず、後日その事実が判明した場合
 - ⑦ その他、乙が本契約の継続及びスマ婚開催が適当でないことを認めた場合
3. 前項の規定により本契約が解除された場合は、オプションサービスを含め乙と契約したその他スマ婚に関わるすべての契約も同時に解除されるものとします。
4. 乙が前2項の規定に基づき契約を解除したときは、本件契約第4条に定めるキャンセル料に相当する額の違約金を甲に請求できるものとします。

第15条【衣装について】

1. ドレスの着用には、ドレス用ボディファンデーション（以下ブライダルインナー）が必要となります。甲はこれらの準備を行うものとします。
2. 衣装の貸し出し期間は挙式当日とさせていただきます。衣装は挙式前日までに現地でお選びいただきスタッフより納品いたします。（フォトプランの場合は当日お選びいただきます。）返却は、甲より衣装を梱包の上、当日中にホテルのベルスタッフまで返却するものとします。尚、甲が衣装店への連絡なく貸し出し期間を超えてレンタルを延長した場合には、延長費用を甲が負担するものとします。
3. レンタル衣装の過度の汚れ、破損、全損に関しては、クリーニング費用、修繕費用実費を甲が負担するものとします。また、紛失を含め再使用が不可（全損）になった場合、衣装店より甲へ衣装販売定価全額を請求するものとします。

【請求金額】 ドレス・タキシード：時価換算

※付属のベスト・コサージュ・ショール等の紛失も時価換算となります

ティアラ・造花ブーケ	\$ 150
ドレスパニエ・靴（パンプス）・ネックレス	\$ 100
イヤリング・ベール・ビーチサンダル	\$ 50
手袋・ドレス用ハンガー・ドレス用衣装ケース	\$ 20
革靴	\$ 100
ワイシャツ・ネクタイ・ビーチサンダル	\$ 50
サスペンダー・アームバンド・カフス・チーフ	\$ 30
手袋・タイピン・タキシード用ハンガー・タキシード用衣装ケース	\$ 20

4. 甲が利用する衣装及び小物類の傷、汚れ、破れ等の過失に対する損害も修復不可能な場合、乙は紛失時と同額を請求するものとします。

第16条【写真及び映像データの取扱い】

1. 乙は、甲が希望する場合には、写真撮影及びムービー映像の記録（以下、「挙式写真等」）を行います。
2. 乙は、挙式写真等のデータを、第22条第1項の規定に従って管理します。また乙は納品後の写真等のデータは実施日より3ヶ月間保管し、以降は第22条第1項の規定に従い削除をするものとします。
3. 乙は、写真等を毀損した場合には、写真及びムービー映像の記録サービスのオプション料金相当額を慰謝料及び損

害賠償の上限として甲乙協議の上決定した額を支払います。

4. 乙が、甲のスマ婚のサービスの模様の写真及び映像の記録を乙のホームページ、パンフレット等の広告に利用した場合は、甲に対してその利用の態様を示して甲の承諾を得るものとします。

第17条【旅行について】

1. スマ婚に必要な旅行については、別途甲にて申込み手続きを行っていただきます。乙は、旅行を受託するものではありません。
2. 旅行に関連して生じた甲または甲の関係者の損害については、当該加害者もしくは旅行業者との間で協議して解決いただきます。乙は、乙に故意・重過失があった場合を除き、旅行による甲または甲の関係者が負った損害について一切責任を負いません。

第18条【スマ婚サービスの当日の延長料金】

スマ婚のサービスは当日はいかなる場合も行程表の変更、追加や終了時間の超過をすることはできません。万が一、時間が超過した場合は、甲は時間超過により乙、会場、他の新郎新婦等に生じた損害を負担いただくものとします。

第19条【受傷及び食中毒等】

1. 甲及び甲の関係者が備品等の不備により傷害等を負った場合には、乙は開催当日の会場における緊急対応等の補助行為等をできる限り行いますが、義務及び責任は負いません。
2. 前項の事態より生じた損害の補償及び賠償については、甲と会場側で直接協議の上その金額及び支払方法を定め、対処するものとし、乙は責任を負いません。

第20条【損害賠償】

乙は、乙もしくはサービス事業者がその責に帰すべき事由により債務の履行ができなかったことによる甲の損害について、不履行となったサービス料金相当額を損害賠償の上限として甲乙協議の上決定した額を甲に対して支払います。但し、乙もしくはサービス事業者の故意又は重過失により債務の履行ができなかった場合は、この限りではありません。

第21条【秘密保持】

甲は、本契約により知り得た乙の秘密のうち乙が秘密である旨明示したものについて、営利・非営利、個人利用・法人利用、有償・無償等の別を問わず、利用すること、及び第三者へ提供することはできません。但し、本契約締結以前に既知となっていた事項については、この限りではありません。

第22条【個人情報の取扱い】

1. 乙は、甲より提供を受けた個人情報を無断で第三者に漏洩することの無いよう厳重に管理します。
2. 乙は、サービスの提供に必要な範囲の利用に限り、個人情報をサービス事業者に提供することがあります。

第23条【権利放棄】

1. 乙が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではありません。
2. 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならないものとします。

第24条【準拠法】

本件契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されます。

第25条【合意管轄】

本件契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にします。

第26条【その他】

1. 本契約に関する、申込時間・変更受付時間・キャンセル料受付時間等は、全て日本時間を適用するものとします。
2. パンフレット及びプライスリストに記載していない別項目の商品もしくはサービスをご希望される場合、ご希望いただきました商品・サービス内容に基づいた料金をご案内させていただく場合があります。
3. 本件契約及び本規約に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲及び乙は信義に従い、誠実に協議解決するものとします。
4. 挙式や撮影などすべてのスマ婚サービスは、雨天決行いたします。これによる挙式費用の減額及び払い戻しは行わないものとします。

制定 平成26年12月27日

改定 平成29年8月31日

改定 平成30年4月16日